

四條畷市福祉計画検討委員会 議事録（障がい福祉課）

日時：平成27年7月28日（火）午後1時10分～1時50分

於：四條畷市上下水道局 2階 大会議室

<出席委員>小寺委員長・北川副委員長・山上委員・石井委員・塩野委員・
守屋委員・矢田委員・福田委員・大滝委員・平山委員・森委員・
森田委員・穂園委員

1 開会

2 健康福祉部長挨拶

3 平成27年度の各計画の取組みについて なわて障がい者プラン・障がい福祉計画

事務局より、福祉計画検討委員会資料をもとに説明を行う。

1. 「第4期四條畷市障がい福祉計画」の策定

策 定 平成27年3月

計画期間 平成27年度から29年度までの3年間

2. 平成26年度の実績について

<障がい児関係>

①平成28年度の児童発達支援センターの整備に向けて、平成27年度に、くすの木園にて保育所等訪問支援・計画相談支援を実施するため、検討を行った。

児童発達支援センターの設計、設備について検討し、決定した。

②放課後等デイサービスの整備について働きかけを行い、平成26年5月に2か所、7月、9月、11月に各月1か所放課後等デイサービス開設。（H27.3末市内5か所）

F1 at清滝店 H26.5

アピス児童デイサービスなわて H26.5

放課後等デイサービス事業 ぱっぷこーん H26.7

放課後等デイサービス クロシェ H26.9

放課後等デイサービス みんなの家 H26.11

(Dotthii house H27.6 Flat H27.1)

- ③通学支援制度の実施。利用者3名。(H27.3月現在) 9月に対象要件の拡大
(「ひとり親家庭」を追加)。通学支援ヘルパー養成研修の実施。

<相談関係>

- ①計画相談支援事業所の増設(平成24年度0か所、平成25年度2か所、
平成26年度3月末4か所)
(H27.4.2か所、H27.5.11か所 H27.7月現在7か所)
- ②セルフプランの導入・推進
(H27年4月に基幹相談支援センターを設置)

<就労関係>

- ①障がい者庁舎内インターンシップ事業の体制整備
(カソラレッスン増・実習体制の柔軟化)
- ②商工会との連携事業として、「障がい者雇用セミナー&意見交換会」に
協力・参加
- ③障がい者優先調達指針の策定(H26.3)と庁内への周知

<事業所・事業関係>

- ①障がい福祉サービス事業所の増設(4か所)
サポートさつき(生活介護) H26.4
あまやどり(短期入所) H26.10
サザンの家(生活介護) H27.1
ちよの里(就労継続支援A型、B型) H27.3
- ②宿泊体験室利用生活訓練事業を開始。契約事業所3か所、利用者3名。(H27.3
現在)
- ③コミュニケーション支援者の養成(H26新規登録者3人)

<啓発・研修>

- ①障がいの理解を深めるための研修・啓発の実施
「盲導犬のことを知ろう」 H27.1
「障がい者虐待防止研修会」 H27.1
- ②発達障がいについて理解促進のための研修会の開催
「発達障がいって なあに?」 H26.10
「発達障がいの当事者として、発達障がいを抱えた3人息子の親として、今思

うこと」 H26. 12

「乳幼児期の発達の理解と支援」 H27. 1

「思春期に課題となる自己理解への支援」 H27. 2

「大人に必要なライフスキルについて」 H27. 3

「発達障がいの理解と支援～疑似体験を通じて～」 H27. 3

<その他>

①「第4期四條畷市障がい福祉計画」の策定

②避難行動要支援者名簿の作成

③「四條畷市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」の策定

3. 障がい福祉施策の現状と課題について

1) 障がい者の現状

①障がい者数の増加

・手帳所持者は増加傾向。（対人口比H22 4.75%→H25 5.31%）

　身体障がい者手帳では、18歳以上の肢体不自由、内部障がい者が増加

　療育手帳では18歳以上、B2が増加

　精神保健福祉手帳では、2.3級が増加

・自立支援医療（精神通院公費医療受給者）が大幅に増加

②支援学級の障がい児数の増加

③障がい福祉サービス利用の増加

　居宅介護・生活介護利用者が増加

　日中一時支援の利用者が増加

④サービスの充実

　グループホーム

　計画相談

　障がい児通所サービス

2) 障がい者プラン・障がい福祉計画から見た課題

①児童に対する支援の充実

・児童発達支援の充実

・障がい児が放課後に過ごす場所の充実

・対応職員に対する支援の充実

・就学後の発達段階をふまえた相談場所の充実

・リハビリテーション提供体制の充実

②就労支援の充実

- ・就労に向けた具体的支援の充実
 - ・作業工賃の向上
- ③住み慣れた地域での生活の支援
- ・親亡き後の将来への不安
 - ・入院・入所の長期化
 - ・緊急時の体制整備
 - ・障がい者や障がい福祉サービスの啓発
 - ・相談支援の充実
- ④社会参加と自己実現の支援
- ・多様なサービスの提供
 - ・障がい児の通学支援
 - ・コミュニケーション支援者の養成

3) アンケートから見た課題

- ①地域支援
- ・経済的な負担の軽減
 - ・必要な在宅サービスが適切に利用できること
- 身体障がいでは、在宅で医療ケアなどが適切に得られること
- 知的障がいでは、相談対応の充実、地域住民の理解
- 精神障がいでは、障がい者に適した住居の確保、相談対応等の充実
- ②外出について
- ・道路や駅に階段や段差が多い
 - ・電車やバスの乗り降りが困難
- 身体障がいでは、外出先の設備が不便
- 知的障がいでは、困ったときどうすればいいか心配
- 切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい
- 精神障がいでは、外出にお金がかかる
- 発作などの突然の身体の変化が心配
- 困った時にどうすればいいか心配
- ③就労支援
- ・職場の上司や同僚に障がいの理解がある事
 - ・短時間勤務や勤務日数の配慮
 - ・通勤手段の確保
- 知的障がい 職場で介助や援助が受けられること
- 精神障がい 就労後のフォローが受けられること

4) グループインタビューからの課題

- ①相談支援の充実と情報発信情報提供
- ②自立の支援
- ③障がい児サービスの充実
- ④発達障がい児・者支援
- ⑤医療等の充実
- ⑥経済的な負担の軽減
- ⑦啓発
- ⑧連携
- ⑨介護保険等他制度との関係

4. 第4期障がい福祉計画と第2期なわて障がい者プランの基本的な考え方

「第4期四條畷市障がい福祉計画」と「第2期なわて障がい者プラン」
共通の基本的な考え方

計画の基本理念

市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが
「当たり前の生活」を実現できる自立支援社会づくり

↓ 計画の基本方針

基本方針1 障がいの特性、ライフステージに応じた支援の充実

基本方針2 日常生活・社会生活の自立を支える支援の提供

基本方針3 ハードとハートのバリアフリーによる共生のまちづくり

「第4期四條畷市障がい福祉計画」の基本的な考え方

「第4期四條畷市障がい福祉計画」の基本的視点

基本的視点1 自己選択と自己決定に基づく自立支援体制づくり

基本的視点2 多様な主体による協働

基本的視点3 障がい者を取り巻く新たな課題への対応

「第4期四條畷市障がい福祉計画」の施策目標

施策目標1 安心して支援・サービスを受けられる仕組みづくり

施策目標2 在宅生活を支援する仕組みづくり

施策目標3 自己実現と社会参加を支援する仕組みづくり

施策目標4 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

施策目標5 障がい児の健やかな成長を支援する仕組みづくり

5. 平成27年度の取組みの方向性

施策目標 1 安心して支援サービスを受けられる仕組みづくり

- (1) 相談・情報提供体制の充実
- (2) 障がい者の権利を守る仕組み
- (3) 障がい者のケアマネジメント
 - ①基幹相談支援センターの設置・周知・相談機能の強化
(基幹相談支援センターの役割の明確化・他支援センターとの調整・連携強化・研修の開催・自立支援協議会の運営方法の見直し・事例検討等)
 - ②障害者権利条約・障害者差別解消法等への対応
(職員対応要領の作成・障がい者差別解消支援地域協議会の設置準備)
 - ③計画相談支援の促進・特定相談支援事業所増加への働きかけ

施策目標 2 在宅生活を支援する仕組みづくり

- (1) 住み慣れた在宅での生活の支援
- (2) 在宅介護の支援
- (3) 日常生活の自立を促す支援
- (4) 緊急時の安心・安全の確保
 - ①計画相談支援の推進
 - ②宿泊体験室利用生活訓練事業の推進
 - ③地域防災計画に基づく全体計画の推進

施策目標 3 自己実現と社会参加を支援する仕組みづくり

- (1) 社会参加支援
- (2) コミュニケーション支援
- (3) 就労に必要な技能の習得・向上支援
- (4) 就労の場の拡充・雇用対策の強化
- (5) 工賃向上の取組み
 - ①障がいの理解を深めるための研修・啓発の実施
 - ②コミュニケーション支援の在り方の検討
 - ③四條畷市商工会との連携の拡充
 - ④障がい者自立支援協議会就労部会の強化
 - ⑤障がい者インターンシップ事業の評価
 - ⑥就労移行支援事業所や障がい者就業・生活支援センターとの連携強化
 - ⑦障害者優先調達指針の推進と結果の公表、庁内連絡会議の立ち上げ

施策目標 4 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

- (1) 地域での住まいの提供
- (2) 移行を推進する支援
 - ①グループホーム等の整備
 - ②宿泊体験室利用生活訓練事業の推進

施策目標5 障がい児の健やかな成長を支援する仕組みづくり

- (1) 情報提供・相談支援の充実
- (2) 障がい児支援サービスの充実
 - ①くすの木園で保育所等訪問支援、計画相談支援の実施
 - ②児童発達支援センターの開設に向けた準備
 - ③児童発達支援センターの開設に向けた、発達障がい等の研修の開催
(対象：市民・保護者・支援者向け)
 - ④障がい児支援計画の作成促進
 - ⑤リハビリテーションの推進
 - ⑥通学支援事業の推進（事業評価・ニーズ把握・事業内容拡充等の検討）

福祉計画検討委員会資料に関して質疑応答

石井委員　相談支援について聞きたい。例えば学校で相談しても、結論が出ないので困っている。結局、最後の決定は市役所で決めでもらうことが多い。相談支援の中で、相談にのる立場の人間が、市役所の延長線上にいる人ばかり集めているように思う。本来は、障がいのある人が、何を聞きたいのかを考えることが必要なのでは。私なら、30年、40年と障がい児を育てた親御さんの適切な意見を聞きたいと思う。

相談に行っても、たらい回しになった経験がある。言われることは行政の延長みたいになる。次は、大東市のさくらに行ってほしいと言われて、さくらに行ったら、最終的には、市役所に行ってほしいと言われた。散々、たらい回しにされた。

私なら障がい児を育てた親の意見を聞きたい。そのあたりが分かっていないと、相談支援は根付かない。行政の延長なら全く相談をする意味がない。たくさんお金があつたらいいけど、限りがある。「こころのケア」の制度とは違う。相談に行こうと思って行くと、元市役所の・・・みたいな人が相談にのっている。一番は、教育委員会と行政と一緒にになってほしい。障がい児の親御さんを相談員として選んでほしい。とりあえず、市役所に行ったら良いのでは、みたいなことはやめてほしい。

事務局　相談について、たらい回しにならないように、その人のニーズをしっかりと把握して対応するようにしたいと考えている。

第4期障がい福祉計画策定時に、親の会などに質問したら、相談する場所がわからない、どこまで相談にのってもらえるのかわからないなどといったことを聞かれた。たらい回しではなく、必要なところにきちんとつなぐよう対応したい。

相談機関が、基幹相談支援センター、特定相談支援事業所、市役所、支援センターなど多々あることから、行政の延長みたいと言われているのかもしれないが、様々な民間事業所も増えている。

障がい者相談について、当事者や障がい児の親御さんが相談員となっての相談の機会もあるが、利用者があまりいないのが現状である。

その他、障がい児親の会でアドバイスしあったり、色々な相談の場所はあると思うが、きちんと相談にのれるように、行政だけでな

く当事者の人も一緒にやっていけるような仕組みが必要だと考えている。

石井委員 その様にたくさん相談する所がいるでしょうか。利用している人はいるのですか。私の知っている相談支援の係の人は3年間で誰も来なかつたと聞いた。アピール不足ではないか。結局、一か所でいいのではと思ってしまう。どこに行ったらいいのか分からないなんて意味がないのでは。結局、市役所で許可をもらう形になっている。相談の場所を作りたいのは分かるが、たくさん作って意味あるのでしょうか。

山上委員 実績報告等について非常に良くまとめられている。相談支援は国の施策が悪いと思う。今年度、基幹相談支援センターを設置された。他の市町村では3年契約で辞めた事業所もある。それはなぜか。それも考えないと。基幹相談支援センターを運営されている人からは業務が大変だと聞きます。苦情がたくさんあり大変だと聞いた。本来なら、行政がやるべきことを事業所に任せている。国が研修や人材育成等をきちんと出来てないから、本当に適切な相談支援が出来ていないのが現状ではないか。

5年前、手帳を持っている人は2700人位いたでしょうか。相談件数は、4511件。手帳を持っている人の2700人で重複しているのではないか。不自由な体で何回も、相談に行かれているのではないか。

素晴らしいのは、アンケートをとられて、障がい児のサービスの充実を掲げられている。このよい意見を、どこまで実現されるのかがまとめられている。平成29年度までの3年間で、どこまで市として実現できるのか。結局、先送りになるのでは意味がない。障がい者の“自己実現”といわれている。その人の人生で1つでも実現できるようにしてあげてほしい。朝、ニュースで滋賀県の作業所のことを取り上げており、当初は15名の利用者だったのが50名になって、収益が1億円になった。滋賀県は福祉が相当進んでいる。高齢者、障がい者分野も、このような内容のことを何か実現できること、進んでいる福祉事業を盗んできて、市長にも賛同していただいてほしい。これだけの素晴らしい課題等、素晴らしい内容を一つでも実現させてあげるように、委員達も認識し、また市行政から議会にあげてもらってはどうか。私は何度も聞いていますが、そのた

めには何人の人が必要ですか。今の職員で実現できるのか、どれだけの予算が必要か。年間1つでもいいので、市として喜んでもらえるように、課題についてみんなでまとめたものをやっていくことが、実現性が高いのではないでしょうか。

事務局 人員については、業務の推進に必要な人員を要求していくが、現状の体制でもやるべきことは実施していかないといけないので、優先順位をつけて、着実に、進めて行きます。

山上委員 基幹相談支援センターでどれだけのことができているか。困られないですか。

事務局 今日は、相談件数を持ち合わせていないが、相談件数は増えている。困難ケースや緊急ケースでは、基幹相談支援センターが、相談を行い成果をあげている。基幹相談支援センター職員が随時市役所にいるので、3か所の相談支援センターとどのように役割分担していくのか、毎朝ミーティングし、困っている事はないかなど随時確認し、負担のないように進めていきたいと思っている。

山上委員 四條畷市は基幹相談支援センターが市役所の中に設置されているので助かるが、任せっきりでは大変だと思う。一般相談支援事業所、特定相談支援事業所との連携を図っていかないといけない。市はそれを保護する立場だと思う。本来は社協に頼むべきところだが、相談支援事業所が動きやすいようにしていくべきである。任せっきりではなく、行政と連携が必要です。

小寺委員長 基幹相談支援センターについては各市試行錯誤している。うまく機能している所、厳しい所もある。滋賀県を含め、色々な他市のものを参考にしてはどうか。基幹相談支援センターは試行錯誤で、ネットワークを中心にしており、現状は基幹相談支援センターが市役所内に設置されていることもあり、行政との連携については、見ている限りで良いと思う。ただ、行政とは連携がよくても、市民と悪くては意味がない。市で独自のやり方を考えていき、市民のために良いものになれたらしいと思う。

大滝委員 平成26年度にできた新しい事業所4か所の場所を教えてください。

事務局 「サポートさつき」は清滝新町、「あまやどり」は岡山東、「サザンの家」は南野1丁目、「ちよの里」は北出町です。

大滝委員 ちよの里では野菜売っていますね。

小寺委員長 宿泊体験室利用生活訓練事業の契約事業所は3か所ですね。契約事業所はどこですか。

事務局 本来なら市内で契約したかったが、大東市の四條畷駅前にあるグループホームを運営している、「夢丸工房」「あとからゆっくり」「グローリーワーク大東」の3か所です。今後、市内にできたら契約したいと考えている。

小寺委員長 他に意見や質問はないようなので、「なわて障がい者プラン・障がい福祉計画」についての審議は終了させていただきます。